



鳥取労働局発表  
平成26年10月30日(木)

担 当	鳥取労働局 労働基準部監督課 課長 直野 泰知 主任監察監督官 仲浜 弘昭 電話 0857-29-1703

## 11月は「過重労働解消キャンペーン」 ～鳥取労働局では重点監督指導などを実施～

今年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」に「働き過ぎ防止の取組強化」が盛り込まれました。同じく6月に「過労死等防止対策推進法」が成立するなど、長時間労働削減の対策強化は喫緊の課題となっています。

鳥取労働局(局長 <sup>かわの すみとも</sup>河野 純伴)では、11月を「過重労働解消キャンペーン」として、過重労働防止のための重点監督指導、リーフレットの配布などによる周知・啓発などの取組を集中的に実施します。

### 【過重労働解消キャンペーンの概要】

#### 1 キャンペーン期間

平成26年11月1日(土)～30日(日)

#### 2 実施事項

##### (1) 労使の主体的な取組を促します

労使をはじめとした関係者に対し、鳥取労働局等が実施する会議、セミナー、個別事業場指導などの場を利用して、長時間労働削減・年次有給休暇取得促進を促します。

##### (2) 重点監督指導を実施します

長時間労働又は賃金不払残業が行われていると考えられる企業等に対して、集中的な監督指導を実施します。

##### (3) 全国一斉の電話相談を実施します

11月1日(土)9:00～17:00に全国一斉の無料電話相談を実施します。

中国地方は、中国地方5労働局(鳥取、島根、岡山、広島、山口)が連携して対応を行います。

フリーダイヤル(全国共通) <sup>フリーダイヤル</sup>0120-<sup>なくしましよ</sup>794-<sup>長い残業</sup>713

##### (4) 長時間労働が可能な36協定届出事業場に対する指導を実施します

月45時間から80時間の時間外労働が可能な時間外・休日労働に関する労使協定(いわゆる「36協定」)を届け出て、かつ、月60時間以上の時間外労働の実績があるなどの事業場を対象とした集団指導を実施します。

参考：過重労働解消キャンペーンの詳細

1 キャンペーン期間

平成26年11月1日（土）～30日（日）

2 実施事項

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンに先立ち、労使等関係7団体に協力要請を行っています。

長時間労働削減・年次有給休暇取得促進に関する積極的な周知・啓発などの取組を、当該団体を通じて県内に周知啓発するほか、鳥取労働局・管内の労働基準監督署・管内のハローワーク（以下「労働局等」という。）が実施する会議、セミナー、個別事業場指導などの場を利用して関係者に対して促します。

協力要請団体：鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会

鳥取県中小企業団体中央会、鳥取県トラック協会、鳥取県社会保険労務士会

日本労働組合総連合会鳥取県連合会（連合鳥取）

(2) 重点監督指導を実施します

労働局等への各種届出や労働局等が把握する情報から、長時間労働又は賃金不払残業が行われていると考えられる企業等を対象として集中的な監督指導を実施します。重大・悪質な法違反が認められた場合には、送検を行い、又は求人受理の保留を行うなど、厳正に対処します。

(3) 全国一斉の電話相談を実施します

11月1日（土）9:00～17:00の間に全国一斉の電話相談を実施します。

フリーダイヤル（全国共通）<sup>フリーダイヤル</sup> 0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3 <sup>なくしましょう</sup> <sup>長い残業</sup>

11月1日以降も、様々な労働問題に関する相談を受け付けています。

相談窓口（平日9:00～17:15）

・鳥取労働局総合労働相談コーナー 0 8 5 7 - 2 2 - 7 0 0 0

・鳥取労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 8 5 7 - 2 4 - 3 2 4 5

・米子労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 8 5 9 - 3 4 - 2 2 6 3

・倉吉労働基準監督署（総合労働相談コーナー）0 8 5 8 - 2 2 - 5 6 4 0

夜間・土日相談窓口

・労働条件相談ほっとライン<sup>フリーダイヤル</sup> 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0 <sup>はい！</sup> <sup>ろうどう</sup>

（月・火・木・金：17時～22時、土日：10時～17時）

12月6日（土）は、12時～17時。年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除きます

(4) 長時間労働が可能な36協定届出事業場に対する指導を実施します

月45時間から80時間の時間外労働が可能な時間外・休日労働に関する労使協定（いわゆる「36協定」）を平成25年度に届け出て、かつ、月60時間以上の時間外労働の実績があるなどの事業場を対象として、長時間労働削減などを内容とする集団指導を実施します。

欠席した事業場に対しては個別に指導を行うなどのフォローアップを実施します。